備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

改正後

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	［略］	オーストラリア	キリバス	サモア	［略］	トンガ	ニューカレドニア	ニュージーランド	［略］	クロアチア	［略］
			オーストラリア・ドル	キリバス・ドル	サモア・タラ		パ・アンガ	パシフィック・フラン	ニュージーランド・ドル		ユーロ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	遺産の額の2/100	遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		70	70	136		121	5,325	75		45	
3から12まで	削除											
13	一般入国査証		37	37	71		64	2,805	39		23	
14	数次入国査証		74	74	143		128	5,605	79		47	
15	通過査証		9	9	17		15	655	9		5	
16	再入国の許可の有効期間の延長		37	37	71		64	2,805	39		23	
17	難民旅行証明書の有効期間の延長		31	31	60		53	2,335	33		20	
18	削除											
19	国籍証明		54	54	105		94	4,110	58		34	
20	在留証明		15	15	29		26	1,120	16		9	
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		15	15	29		26	1,120	16		9	
22	職業証明		25	25	48		43	1,870	26		16	
23	翻訳証明		54	54	105		94	4,110	58		34	
24	署名又は印章の証明											
	イ．官公署に係るもの		56	56	107		96	4,205	59		35	
	ロ．その他のもの		21	21	40		36	1,590	22		13	
25	遺骨証明		31	31	60		53	2,335	33		20	
26	原産地証明		54	54	105		94	4,110	58		34	
27	日本品の外国輸入証明		47	47	90		81	3,550	50		30	
28	船内遺留品目録証明		11	11	21		19	840	12		7	
29	航行報告証明		16	16	31		28	1,215	17		10	
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		26	26	50		45	1,965	28		16	

改正前

別表第一

	国又は地別 / 種別 / 単位	［同上］	オーストラリア	［項を加える。］	サモア	［同上］	トンガ	［項を加える。］	ニュージーランド	［同上］	クロアチア	［同上］
			オーストラリア・ドル		サモア・タラ		パ・アンガ		ニュージーランド・ドル		クーナ	
1	遺産の保護管理		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100		遺産の額の2/100	
2	遺言の公証		70		136		121		75		335	
3から12まで	削除											
13	一般入国査証		37		71		64		39		175	
14	数次入国査証		74		143		128		79		355	
15	通過査証		9		17		15		9		40	
16	再入国の許可の有効期間の延長		37		71		64		39		175	
17	難民旅行証明書の有効期間の延長		31		60		53		33		145	
18	削除											
19	国籍証明		54		105		94		58		260	
20	在留証明		15		29		26		16		70	
21	出生、婚姻、死亡等身分上の事項に関する証明		15		29		26		16		70	
22	職業証明		25		48		43		26		120	
23	翻訳証明		54		105		94		58		260	
24	署名又は印章の証明											
	イ．官公署に係るもの		56		107		96		59		265	
	ロ．その他のもの		21		40		36		22		100	
25	遺骨証明		31		60		53		33		145	
26	原産地証明		54		105		94		58		260	
27	日本品の外国輸入証明		47		90		81		50		225	
28	船内遺留品目録証明		11		21		19		12		55	
29	航行報告証明		16		31		28		17		75	
30	第19号から前号までに掲げるもの以外の証明		26		50		45		28		125	